

今回、安嶋彌氏から「明治のキリスト教系私学について」を御寄稿いただきました。安嶋氏は昭和 21 年文部省に入省後、管理局長、初等中等教育局長などを歴任され、昭和 50 年から文化庁長官、昭和 52 年から平成元年までは東宮大夫を務められました。今回の御寄稿は、明治期のキリスト教系私学の動きを欧米におけるリヴァイバル運動との関連で論じるものであり、教育や教育行政について考察する上で示唆に富む論考と考えられることから、特別寄稿という形で本紀要に掲載することといたしました。

紀要編集会議座長（研究企画開発部長）

長 屋 正 人

明治のキリスト教系私学について

Private Christian Schools in the Meiji era in Japan

安嶋 彌

YASUJIMA Hisashi

○戦前の私学行政

戦前の学制史を見ても、私学行政という項目が見当たらないのは、昭和24年の私立学校法制定以前においては、私立学校令以外に私学について特段の法令はなく、また学校教育全体の中での私学の地位も今日のように高くはなかったからである。

- ① 明治5年の「学制」第14章には「私立ノ学校及私塾学塾」に関する届出の規定があった。
- ② 明治12年の教育令第21条、第23条は、私立学校の設置、廃止、教則は、府県知事に「開申スベシ」と規定した。ちなみにこの教育令（田中不二麻呂）は、自由教育令とも通称されるが、それはいわゆる自由教育を認めたということではなく、「学制」のごとく制度を一律に強制しないという意味であった。
- ③ 明治13年の改正教育令は、第21条において私立学校の設置は府県知事の「認可」、廃止は「開申」とした。明治18年の教育令第17条も、これに同じ。
- ④ 明治23年の小学校令第41条は、私立の小学校の設置については府県知事の認可、廃止については「上申」と規定した。
- ⑤ 明治32年の中学校令第5条、高等女学校令第6条は、これらの学校を私人が設置することを認め、その設置廃止を文部大臣の認可とした。昭和18年の中等学校令第3条、第6条も同じ。
- ⑥ 明治33年の小学校令も、設置については府県知事の認可、廃止については「届出」としている。
- ⑦ 明治36年の専門学校令第3条、第4条もまた前條に同じ。
- ⑧ 大正7年の大学令第8条は、私立大学の設置、廃止を文部大臣の認可とした。同年の高等学校令第6条も同じ。
- ⑨ 大正12年の盲学校及聾啞学校令は、私立の設置廃止を文部大臣の認可事項とした。
- ⑩ 大正15年の幼稚園令第5条は、同じく設置廃止を地方長官の認可とした。

つまり、個々の学校令は、私立学校について、特段の規定を設けず、監督その他はすべて私立学校令に委ねていたのである。

○キリスト教の解禁

明治6年、キリスト教の解禁（禁教の高札の撤去）に伴って、キリスト教が一部の知識階級や旧幕臣を中心に急速に広がったのは、文明開化の一環としての西洋文明に対する憧れとともに反藩閥感情があったからと思われる。さらにこの背景には欧米、主としてアメリカにおけるミッション（ミッションという言葉は、16世紀以降、未開地に対する布教に関する）の情熱があった。その結果、

横浜バンド、札幌バンド、熊本バンドが生まれ、さらにミッション・スクールの増加となった。

これより先、安政 5 (1858) 年の日米修好通商条約は、在日アメリカ人の宗教自由を認め、少なくないアメリカ人宣教師も来日した。しかしその居住は居留地に制約されており、日本人に対する布教が認められたわけではなかった。

たとえば、米国オランダ改革派宣教師のフルベキ (ファーベック) は、佐賀藩が長崎に設けた致遠館で大隈重信に英語を教えた。彼は後に大隈の推挙により開成校、大学南校、東京大学の教職に就いている。

ヘボン は、アメリカ長老派宣教師であるが、眼科医として横浜を中心に医療に当たり、ヘボン式ローマ字を創った。また大村益次郎や高橋是清らに英語を教えたという。ヘボンは、有名な女優ヘップバーンの一族という。綴は同じで、発音を異にしているだけである。

しかしキリスト教に対する新鮮な憧れは、文明開化が平常化し、明治も 30 年代に入ると、衰えたようである。しかしこれは、消えたということではなく、西洋の思想、哲学という形で、日本文明全体にゆきわたったということである。

○キリスト教の海外の動き

キリスト教の信仰復興運動 (リヴァイバル・ムーヴメント) の歴史は古いが、17 世紀にニュー・イングランドに移住したピューリタンの人々は特に熱心であった。イギリスで聖公会 (国教会) と袂を分かったメソジストの運動 (1795 年) もこの一環であった。19 世紀のヴィクトリア時代も、必ずしも世俗化の時代のみではなかったのである。

18 世紀のアメリカでは、この運動は各教派を結びつけ、各植民地の対立を緩和し、独立運動を促進したといわれる。18 世紀末には大覚醒 (グレート・アウェイキング) という言葉も生まれ、バプティストとメソジストがその担い手であった。そして、イギリスのみならず、アメリカ、カナダに多くの伝道団体が作られ、その活動が日本にも及んだ。そして次のように宣教師が続々来日した。

聖公派 リギンズ、ウィリアムズ

改革派 フルベッキ、ブラウン、シモンズ、バラ

長老派 ヘボン、タリマン

バプティスト派 (洗礼派) ゴーブル、ブラウン

彼らは、居留地の自宅に私塾、学塾を開いて、日本人に英語を教え、医療を施し、かつ聖書を教えて信仰の種子を蒔いた。

明治 6 年「切支丹禁制」の高札が撤去されると、宣教師の活動は公然化し、前述のように横浜バンド、札幌バンド、熊本バンド等が生まれることになる。

私がここで強調したいことは、明治初年の日本におけるキリスト教の発展は、一つには文明開化の要請によるというほか、外国ミッションの活発な活動によるという点である。しかも後者が世界的なキリスト教のリヴァイバル運動の一環であったという点である。この二つの波が重複していたという事実は重要である。

年表を横に読む、すなわち事を同時代的、世界史的に見るとというのが私の年来の主張であるが、欧米におけるリヴァイバル運動の大きな流れを度外して、日本における明治のキリスト教の発展は理解できないのである。このリヴァイバル運動については、教会史は別として、日本の高校の世界史教科書もまた一般の西洋史の本もふれるところがない。やむを得ないことであろう。

日本におけるキリスト教諸派の大体を示すと次のごとくである。

旧教

- ローマカトリック
- ギリシャ正教、ロシア正教、日本ハリストス教会

新教（プロテスタント）

- ルッター派
- カルヴィン派
- 聖公会（英国国教会、アメリカでは監督派）（ヴァージニア州）
- メソヂスト
- ピューリタン（清教徒）
 - 長老派（改革派）（プリンストン大学）…………… 横浜バンド
 - 会衆派（ハーバード大学、マサチューセッツ農科大学）…………… 札幌バンド
 - バプティスト派（洗礼派）…………… 熊本バンド
 - クエーカー派（ペンシルヴァニア大学）

ちなみに私どもが外国に行って、英国国教会はもとより、北欧のルッター派教会の古めかしいたたずまいを見て、これが新教かと意外の感に打たれるのは、日本のキリスト教会の大部分がアメリカ系であって、その雰囲気は私どもは新教と思い込んでいるせいのようなのである。

○キリスト教系私学の二種

キリスト教系の私学には、二種あるとっていい。その一つは、ミッション・スクールであって、ミッション、つまり外国伝導団の人的、資金的援助に依存し、その管理下にあるものをいう。他の一つはキリスト教を教育の基本方針とはするが、特定のミッションの管理、援助下ではなく、あるいは複数の教会の援助あるいは部分的援助を得て、自主的な運営を行っているものをいう。この区別はしかし程度の問題であるから、必ずしも明確とはいえない。従ってこれを統計的に示すことは困難があるが、明治も初期に近いほどミッション・スクールが多かったとはいえるであろう。

○外国ミッション設立のキリスト教系私学の校数と生徒数

キリスト教系の私学も、横浜のフェリス、長崎の活水のごとく、当初は居留地において宣教師が個人的に開いた私塾、学塾的な小規模のものが多かった。これが明治6年の解禁を機として漸次増加し、拡大した。

キリスト教系の私学は、明治23年の教育勅語の時期あたりまでは順調に増加したようであるが、それ以後勢は鈍った。その後キリスト教徒の数も増えず、またかつてそこで教育を受けた者も段々とキリスト教から離れるに至った。しかし、キリスト教の日本の思想界に与えるインパクトは大であった。国家主義の批判、社会主義の温床となるなどの形において、つまり思想の自由という形において、広く日本の文化に浸透した。そして日本の近代文化の骨格ともなった。

年度・校数 教会名	1882	1885	1888	1891	1894	1897	1900	
	(明15)	(明18)	(明21)	(明24)	(明27)	(明30)	(明33)	
	校数	校数	校数	校数	校数	校数	校数	生徒数
アメリカバプテスト伝道会		2	4	4	6	6	6	331
日本組合基督教会			12	14	13	7	7	715
カナダ、メソヂスト教会		2	3	4	4	4	4	820
メソヂスト監督教会日本年会	7	6	9	9	10	10	10	657
南メソヂスト監督会				2	3	3	3	318
日本美普教会		2	3	3	3	2	2	124
日本聖公会	6	6	5	8	12	14	13	419
日本基督一致教会	2	3	14	18	18	15	13	876
その他					1	2	1	50
合計	15	21	50	62	70	63	59	4,810

(出典)「日本キリスト教教育史－思潮篇－」による（一部省略）

〇まとめ

不平等条約の改正は、明治政府の大きな外交課題であった。関税自主権の方は、日露戦争後の明治44年に持ち越されたが、領事裁判権の方は、明治27年日清戦争の同じ年に解決された。後者によって外国人の内地雑居が認められ、明治32年から実施されることとなった。明治政府はこのことによるキリスト教の拡大を惧れた。これを反映したのが明治32年の私立学校令であった。その目的は明らかにキリスト教系私学の監督の強化であった。内務省の社寺局が神社局と宗教局に分離されたのも、この年であり、同じ目的からであった（宗教局は、文化財保護行政とともに、大正3年文部省に移管された）。

井上哲次郎の「国家と宗教」なる著の書かれたのはこのあとである。そして内地雑居にもかかわらず、キリスト教が伸びないことに明治政府は愁眉を開いたのである。

ちなみに今日の日本のキリスト教系の教団は、旧教系14、新教系46、信者数は前者が46万人、後者が55万人、計101万人である。全国民の1%に満たない。教師は約1万人で、うち外国人は約1,500人である（平成19年版文化庁宗教年鑑による）。

(参考文献)

岩波 キリスト教辞典

日本キリスト教教育史（思潮篇）

曾根・教会史入門

イギリス史研究入門第11章「教会」